

◎新潟県告示第675号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所  
五十嵐川漁業協同組合  
三条市高岡651番地
- 2 漁業権の免許番号  
内共第12号
- 3 変更の内容

変更後	変更前
<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第10条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク</p> <p>(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域</p> <p>(3) 期間 平成28年4月1日から平成28年12月31日まで</p> <p>(4) 濃密放流する魚種 イワナ・ヤマメ</p> <p>(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ</p> <p>(6) 料金 日券 2,000円 年券 10,000円</p> <p>2 前項に基づき、採捕した魚は所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。(キャッチアンドリリース)</p>	<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第10条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク</p> <p>(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域</p> <p>(3) 期間 平成28年4月1日から平成28年12月31日まで</p> <p>(4) 濃密放流する魚種 イワナ・ヤマメ</p> <p>(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ</p> <p>(6) 料金 2,000円 (新設)</p> <p>2 前項に基づき、採捕した魚は所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。(キャッチアンドリリース)</p>